

令和 6 年 9 月 2 日

保護者様

兵庫県立兵庫高等学校

校長 井上 真理

交通スト、非常変災（風水害等）が予想される場合の規定の一部改定について

処暑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では昨今の非常変災に対応するべく、下記のとおり規定の一部を改定いたします。

このことにかかり、本日、全校集会において生徒対象に説明を行っております。本規定の変更につきまして、保護者の皆様のご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

記

1 施行日 令和 6 年 9 月 3 日

2 内 容 交通スト、非常変災（風水害など）が予想される場合の規定一部改訂（以下詳細）

【現行】

Ⅰ 交通機関が不通になった場合

次の（１）～（４）のいずれかの状況が発生している場合、下のア～ウに従う。

（１）神戸電鉄が不通の場合

（２）神戸市営地下鉄および神戸市営バスが不通の場合

（３）ＪＲと山陽電鉄が同時に不通の場合

（４）ＪＲと阪神電鉄と阪急電鉄が同時に不通の場合

ア 午前７時現在で不通の場合は自宅待機とする。

ただし、定期考査、課題実力考査の実施日については、午前７時現在で不通の場合臨時休業とする。
当日実施できなかった考査は、原則として考査最終日の次の登校日に実施する。

【改定】

Ⅰ 交通機関が不通になった場合

次の（１）～（４）のいずれかの状況が発生している場合、下のア～ウに従う。

（１）神戸電鉄が不通の場合

（２）神戸市営地下鉄が不通の場合

（３）ＪＲ神戸線と山陽電鉄が同時に不通の場合

（４）ＪＲ神戸線と阪神電鉄と阪急電鉄が同時に不通の場合

ア 午前７時現在で不通の場合は自宅待機とする。

ただし、定期考査、課題実力考査の実施日については、午前７時現在で不通の場合臨時休業とする。
当日実施できなかった考査は、原則として考査最終日の次の登校日に実施する。

【現行】

イ 午前 9 時現在で不通の場合は臨時休業とする。

ウ 午前 9 時現在で不通が解消されている場合は 4 時限目より授業を行う。

2 風水害等が予想される場合

- (1) 午前 7 時現在で神戸市に暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、大津波警報、津波警報のいずれかが発表中の場合は自宅待機とする。
ただし、定期考査、課題実力考査の実施日については、午前 7 時現在で上記警報発表中の場合臨時休業とする。当日実施できなかった考査は、原則として考査最終日の次の登校日に実施する。
- (2) 午前 9 時現在で上記警報発表中の時は臨時休業とする。
- (3) 午前 9 時現在で上記警報が解除されている場合は 4 時限目より授業を行う。
- (4) 神戸市外に居住する生徒は、神戸市に上記警報が発表されていなくても、居住地または通学経路上の地域に発表されている場合、上記 (1) ～ (3) に従う。その場合当該生徒は公認欠席扱いとする。

【改定】

イ 午前 7 時以降、運転が再開された場合

運転再開時刻	授業開始
午前 7 時 01 分～午前 7 時 59 分	2 時限目～
午前 8 時 00 分～午前 8 時 59 分	3 時限目～
午前 9 時 00 分～午前 9 時 59 分	4 時限目～
午前 10 時 00 分～午前 10 時 59 分	5 時限目～

※原則、上記の表に従うが、その途絶状況により
授業の有無、開始時間等を別途判断する。詳細
は本校ホームページ等で発信する。

ウ 午前 11 時現在、運転が再開されない場合は、臨時休業とする

(5) 計画運休については別途判断する

2 風水害等が予想される場合

- (1) 午前 7 時現在で神戸市に暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、大津波警報、津波警報のいずれかが発表中の場合は自宅待機とする。
ただし、定期考査、課題実力考査の実施日については、午前 7 時現在で上記警報発表中の場合 臨時休業とする。当日実施できなかった考査は、原則として考査最終日の次の登校日に実施する。
- (2) 午前 10 時現在で上記警報発表中の時は臨時休業とする。
- (3) 午前 10 時現在で上記警報が解除されている場合は 5 時限目より授業を行う。
- (4) 神戸市外に居住する生徒は、神戸市に上記警報が発表されていなくても、居住地または通学経路上の地域に発表されている場合、上記 (1) ～ (3) に従う。その場合当該生徒は公認欠席扱いとする。